

日之影町出逢い創出イベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、未婚化・晩婚化対策の一環として、日之影町内で実施される結婚支援イベントに要する経費の一部を補助することについて、日之影町補助金等の交付に関する規則(昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、結婚支援イベントに取り組む団体又は事業者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 営利を目的として結婚支援イベントを行う者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする者
- (3) その他町長が適当でないと認める者

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、結婚支援イベントで、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とする事業。
- (2) 参加者総数が6人以上である事業。
- (3) 参加者の半数以上が町内に在住又は勤務する者である事業。
- (4) 町内において実施する事業。ただし、町外において事業の一部を実施するものを含む。
- (5) 計画時点で男女の人数バランスを配慮した事業。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な経費であって、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、15万円を限度とする。ただし、補助対象事業全体経費から参加料及びその他の収入を除いた額が当該上限額を下回る場合は、その額を上限とする。

- 2 前項で定める補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の同一補助対象者への交付は、同一年度において15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするとき、規則第3条の規定により、補助金交付申請書に次の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 申請者の概要説明書(別記様式第3号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付することが適当と認められたときは、規則第6条第1項の規定により補助対象者に通知することとする。

(申請事項の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第5条第2号の規定により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更にあつては、この限りではない。

- 2 町長は、前項の規定による変更等の申請を承認したときは、補助金等変更承認通知書(別記様式第4号)により交付決定者に通知することとする。

(補助金の交付方法)

第9条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定により、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにまでに報告しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第6号)
- (2) 収支決算書(別記様式第7号)
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 事業実施が分かる写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、書類の審査を行い、適当と認められたときは、補助金の交付額を確定し、規則第 14 条の規定により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の決定の内容又はこれに附した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (3) 補助対象事業の遂行ができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) その他町長が相当と認めるもの。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 補助対象者は、個人情報の保護及び適正な取扱いに関し、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
報償費	司会者、講師等謝礼（謝金、交通費等）
消耗品費	事業実施に必要な消耗品（景品、記念品等は除く。）
燃料費	ガソリン代等（車両借上げの場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料の印刷費、コピー代等
通信費	郵便料
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等の広告宣伝料
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両賃借料、設備賃借料等
その他	アフターフォローに要する経費 町長が必要と認める経費

注 次の経費については、補助対象外とする。

- ・ 補助対象事業とは直接関係のない補助対象者の恒常的な運営経費
- ・ 補助対象者の内部の者に対する謝金、交通費、委託料

別記様式第1号（第6条関係）

事業計画書

1 事業概要

事業の名称 (イベント名)	
実施場所	
事業内容	
実施予定年月日	令和 年 月 日 (曜日)
募集人数	男性 人 ()
※ () は複数回開催 の場合の内訳	女性 人 () 合計 人 ()
募集要件	男性 ・ 女性
参加費	男性 円 ・ 女性 円

2 イベントスケジュール (予定)

時 間	内 容	場 所

※天候に左右されるイベントについては、代替案についても記載すること。

3 広報計画

手 段	具体的内容（配布・掲載先）	期 間

4 事業実施体制

区 分	人 数
構成員	人
その他 ()	人

5 イベントを実施する上での工夫点、特色、期待できる効果

--

別記様式第2号（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
町補助金		
計		

2 支出の部

（単位：円）

	区 分	予 算 額	備 考
補助 対象 経 費			
	計 (①)		
補助 対象 外 経 費			
	計 (②)		
合計 (①+②)			

別記様式第3号（第6条関係）

団体（事業者等）概要説明書

団体名	フリガナ
代表者氏名	フリガナ
代表者連絡先	住所
	電話番号
主たる活動内容	
構成員数	人（令和 年 月 日現在） （内訳：男性 人・女性 人）

※構成員名簿を添えて提出してください。

別記様式第4号（第8条関係）

発 番
令和 年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

日之影町長

補助金等変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった令和 年度日之影町出逢い創出イベント事業補助金について、次のとおり承認したので、日之影町出逢い創出イベント事業補助金交付要綱第8条第2項に基づき通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更交付決定額 | 円 |
| 3 | 変更交付決定の内容 | |

別記様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

日之影町長 様

住所

氏名

印

補助金精算（概算）払請求書

日之影町出逢い創出イベント事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1 補助金等交付決定額 (A) | 円 |
| 2 既受領額 (B) | 円 |
| 3 今回請求額 (C) | 円 |
| 4 残高 (A) - (B) - (C) | 円 |

口座振替申出表示	
金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

事業報告書

1 事業概要

事業の名称 (イベント名)	
実施場所	
事業内容	
実施年月日	令和 年 月 日 (曜日)
募集人数	男性 人 (町内在住又は勤務 人) 女性 人 (町内在住又は勤務 人) 合計 人 (町内在住又は勤務 人)
参加費	男性 円 ・ 女性 円

2 イベントスケジュール

時間	内容	場所

3 広報実績

手 段	具体的内容（配布・掲載先）	期 間

※詳細が分かるチラシ等を添えて提出してください。

4 イベント実施の効果や課題等

--

別記様式第7号（第10条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
町補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

	区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
補助 対象 経 費					
	計 (①)				
補助 対象 外 経 費					
	計 (②)				
合計	(①+②)				